(2)　三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を使用するもの

| 無線局の種別 | 周波数帯 | 副次的に発する電波の限度 |
|---|---|---|
| 基地局 | ア　三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満 | 任意の一〇〇kHz幅で（一）五七デシベル以下の値 |
| | イ　一、〇〇〇MHz以上三・三九GHz未満及び三・六一GHz以上一八GHz未満 | 任意の一MHz幅で（一）四七デシベル以下の値 |
| 陸上移動中継局又は陸上移動局 | ア　三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満 | 任意の一〇〇kHz幅で（一）五七デシベル以下の値 |
| | イ　一、〇〇〇MHz以上一八GHz未満 | 任意の一MHz幅で（一）四七デシベル以下の値 |

［七・八　略］

九　二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下、三・四GHzを超え四・一GHz以下又は四・五GHzを超え四・六GHz以下の周波数の電波を使用するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びローカル５Ｇ（四・六GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）の無線局の受信装置

［表略］

注一　基地局においては、二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下の周波数の電波を使用する場合は周波数帯から二、二六〇MHz以上二、四四〇MHz以下を除き、三・四GHzを超え四・一GHz以下の周波数の電波を使用する場合は周波数帯から三、二六〇MHz以上四、二四〇MHz以下を除き、四・五GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を使用する場合は周波数帯から四、三六〇MHz以上五、〇四〇MHz以下を除く。

二　二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、周波数帯の項中「であつて、使用する周波数帯の上端の周波数の五倍未満」とあるのは「一二・七五GHz未満」と読み替えるものとする。

［十　略］

［9～33　略］

［七・八　同上］

九　三・四GHzを超え四・一GHz以下又は四・五GHzを超え四・六GHz以下の周波数の電波を使用するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びローカル５Ｇ（四・六GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を使用する場合に限る。）の無線局の受信設備

［表同上］

注　基地局においては、三・四GHzを超え四・一GHz以下の周波数を使用する場合は周波数帯から三、二六〇MHz以上四、二四〇MHz以下を除き、四・五GHzを超え四・九GHz以下の周波数を使用する場合は周波数帯から四、三六〇MHz以上五、〇四〇MHz以下を除く。

［十　同上］

［9～33　同上］